

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 熊野市

標準収入額 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
2,092	4,206	416	6,714

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	13,143	12,777	366	295	—	11,076	
市有林整備事業特別会計	31	28	3	3	10	203	
紀和診療所事業特別会計	99	85	14	14	0	9	
一般会計等	13,263	12,880	383	312	—	11,288	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	2,771	2,595	176	176	303	—	—	
老人保健事業特別会計	4	4	0	0	4	—	—	
後期高齢者医療事業特別会計	492	489	4	4	316	—	—	
水道事業会計	337	327	10	291	126	1,876	812	法適用企業
青年の家事業特別会計	10	7	3	3	—	—	—	
紀和地区水道事業特別会計	78	77	1	1	63	599	491	
公営企業会計等 計	—	—	—	475	—	2,475	1,303	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
三重県地方税管理回収機構 〈一般会計〉	312	169	143	143	—	—	—	
紀南社会福祉施設組合 〈一般会計〉	133	129	4	4	2	—	—	
紀南社会福祉施設組合 〈指定訪問介護特別会計〉	15	14	0	0	—	—	—	
紀南病院組合病院事業会計	4,169	4,262	△ 93	1,407	0	3,278	843	法適用企業
南牟婁清掃施設組合 〈一般会計〉	567	514	53	53	1	1,279	118	
紀南特別養護老人ホーム 〈一般会計〉	399	336	63	63	—	10	—	
三重県自治会館組合 〈一般会計〉	165	152	13	2	4	—	—	
三重県自治会館組合 〈共有デジタル地図特別会計〉	28	24	4	4	—	—	—	
三重県自治会館組合 〈物品特別会計〉	26	23	3	3	—	—	—	
東紀州農業共済事務組合 〈農業共済事業特別会計〉	220	214	6	70	—	—	—	法適用企業
紀南介護保険広域連合 〈一般会計〉	729	726	3	3	29	—	—	
紀南介護保険広域連合 〈介護保険事業特別会計〉	4,497	4,444	53	53	685	—	—	
三重県後期高齢者医療広域連合 〈一般会計〉	190	186	4	5	13	—	—	
三重県後期高齢者医療広域連合 〈後期高齢者医療特別会計〉	161,970	159,131	2,839	2,839	1,106	—	—	
一部事務組合等 計	—	—	—	4,649	—	4,567	961	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経営損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
熊野市土地開発公社	△1	11	10	—	—	19	—	—	
紀和町ふるさと公社	82	191	9	132	—	—	—	—	
紀和町観光開発公社	0	34	10	—	—	—	—	—	
熊野市観光公社	0	3	3	18	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計	—	—	32	150	—	19	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経営損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,575	2,581	6
減債基金	134	142	8
その他充当可能基金	632	432	△200
充当可能基金 計	3,341	3,155	△186

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.99	4.64	△ 3.35	△ 14.15	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	12.32	11.70	△ 0.62	△ 19.15	△ 40.00	青年の家事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	12.3	11.2	△ 1.10	25.0	35.0	紀和地区水道事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	66.8	60.7	△ 6.10	350.0	—	—	—	—	
財政力指数	0.32	0.31	△ 0.01	—	—	—	—	—	
経常収支比率	84.8	85.7	0.90	—	—	—	—	—	

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。